

No.	質問	回答
1	万博での運航予定4事業者以外の事業者との契約、関心表明書、議事録も、確認書類の対象として認められますでしょうか？	万博での運航等の利活用を予定している事業者との連携は必須となります。万博時に離着陸ポート又はハンガー等として活用されることが前提です。
2	10年間の活用について、10年間の起算はどのタイミングと理解すればよいでしょうか？	空飛ぶクルマ専用離着陸場等の拠点整備を完了した日の翌日を起算日としてください。
3	府内事業者については、大阪府内に支店がある場合は府内事業者としてみなされるのでしょうか？	大阪府内に支店や営業所等、継続的な事業の実施拠点がある場合は、府内事業者とみなします。
4	R5年度の補助金額について、R6年度に関わる内容をR5年度に前金として支払った場合も補助対象として認めて頂けるのでしょうか？	海外から購入する機械や部品の代価等、性質上前金払をしなければ契約することが困難である場合に前金として支払った経費については、補助対象とすることが可能です。単に契約相手方の要望により、前金払を契約の条件としているだけでは該当しません。また、前金払を行った経費を補助対象として申請する場合には、検査において、出来高や進捗状況の確認ができる根拠資料等をご準備ください。
5	令和6年度中に離着陸場の整備を完了した場合の補助金の交付について、R5年度、R6年度終了後にそれぞれお支払いいただけるということでしょうか？それともR6年度終了後の一括の精算払いになりますでしょうか？	R6年度中に離着陸場の整備が完了する場合は、R5年度、R6年度、それぞれの実績に応じて補助金を交付します。
6	施設整備費には工事の施工費用も含まれるとの理解で良いでしょうか？	施設整備費には工事の施工費用も含まれます。
7	プレゼンテーションは事業計画書を元にしたプレゼンテーションでしょうか？それとも別途プレゼンテーション用の資料を準備したものでしょうか？	プレゼンテーションに使用する資料の形式は問いませんが、事業計画書の記載内容について説明していただけます。事業計画書の概要をプレゼンテーション用の資料として作成される場合は、申請の際に提出してください。
8	仮に本補助金事業の対象を大阪港地区として応募をした場合、11月下旬に書面で審査結果を通知されたとして、その後、大阪港地区では採択に至らなかった場合はどのような対応になりますでしょうか？	地権者との調整が整っていない場合は、採択できません。ご質問の件については、大阪市から事業予定者として採択されなかった場合は、補助金の交付決定を行うことはできません。（公募要領P8「9 審査方法」 「（2）審査結果」をご参照ください。）
9	空飛ぶクルマ専用離着陸場等に「旅客取り扱い設備」、「受変電設備」、「Vertiport Automation System」「格納庫」は含まれますでしょうか？またこれらの導入費用は補助対象に含まれるとの理解で良いでしょうか？	パーティポート整備指針に示されていない施設・設備であっても、離着陸場として必要と認められるものについては、万博後の利活用計画を示していただければ補助対象とします。ただし、万博時のみの利用や期間限定のリースの場合は補助対象になりません。
10	空飛ぶクルマ専用離着陸場等において、空飛ぶクルマが使用しない間にヘリコプターを使用する場合、補助対象事業として認めて頂けますでしょうか？	空飛ぶクルマを利活用する施設として整備される離着陸場であることが前提です。法令等の要件を満たすのであれば、空飛ぶクルマを使用しない間、一時的にヘリコプターを使用することは可能です。また、ヘリコプターの離着陸にあたっては、周辺地域の住民の皆様の理解が不可欠となりますので、ご留意願います。

No.	質問	回答
11	補助金の対象を格納庫の建設費用とする場合、その格納庫には空飛ぶ車以外のものを格納してはいけないのでしょうか？たとえばヘリコプターを同時に格納する予定の場合全額対象になるのか、面積比によるのか、認められないのか。また、同一拠点内に既存の格納庫（ヘリコプター用）がある場合でも、新しく空飛ぶクルマの格納庫を新設する経費は補助対象となりますか。	空飛ぶクルマの格納庫であることが前提です。空飛ぶクルマを格納していない間、一時的にヘリコプターを格納することは可能です。空飛ぶクルマに加え、常時ヘリコプターを格納する場合は、空飛ぶクルマの格納庫の整備に係る費用のみが補助対象となります。空飛ぶクルマに係る費用について、明確に区分ができない場合は、面積比で按分するなど、客観的かつ合理的に算出して申請してください。既存の格納庫に加えて、新たに空飛ぶクルマ用の格納庫を同一拠点内に整備する場合も補助対象となります。
12	補助金のタイトルが空飛ぶクルマ専用離着陸場となっていますが、補助金の対象は空飛ぶクルマだけが離着陸する場所に限定されるのでしょうか？たとえば、ヘリコプターが離着陸する場所は対象外でしょうか？	No.10の回答をご確認ください。 なお、すでにヘリポートとして整備されている施設に、新たに空飛ぶクルマの離着陸等に利活用するための施設・設備を整備する場合も対象とします。
13	離着陸場整備に関しJV等を組成して取り組む場合、JVを組成している各社より補助対象経費を切り分けて、それぞれ個別に提案することは可能でしょうか？	万博後の運用（ポートの管理・運営）も含めて、事業を展開する事業者が補助対象であることから、JVを組成している各社が補助対象経費を切り分けて、それぞれ個別に提案することはできません。申請者は1拠点あたり1法人に限ります。ただし、他の事業者との連携や外注（補助事業の全てを外注する場合を除く）して事業を実施することは可能です。
14	複数の事業者と連携して応募することは可能でしょうか？（例：空飛ぶクルマ都市型ネネス創造都市推進事業補助金では申請事業者と共に補助事業を実施する事業者として「共同事業者」が定義されておりました）	万博後の運用（ポートの管理・運営）も含めて、事業を展開する事業者が補助対象であることから、複数の事業者と（例示いただいた「共同事業者」として）連携して応募することはできません。申請者は1拠点あたり1法人に限ります。ただし、他の事業者と連携や外注（補助事業の全てを外注する場合を除く）して事業を実施することは可能です。
15	離着陸場としての機能の維持について、現時点では具体的な移転候補地はなく、またあつたとしても現時点で地権者等との合意を得ることが困難であるため、当初の整備場所が使用できなくなるまでに確保するといった事業計画にて申請することは可能か。	必ずしも地権者等から合意を得る必要はありませんが、当初の整備場所を10年間使用できないことが明らかな場合は、現時点で想定する移転先候補地を含め、実現性の高い計画を記載ください。
16	補助事業により取得した資産について、当初の整備場所が使用できなくなった際に廃棄し、新たに移転先にて整備する場合でも、離着陸場の機能が維持されていれば補助金の返還は不要という理解でよいか。	原則として、移設により引き続き活用することができる施設設備を廃棄した場合には、使用年数に応じた補助金の返還が必要となります。新たに移設する必要がある場合などは、あらかじめ相談いただき、個別に判断します。
17	「施設整備費」の「施設」に含まれるものを具体的に示してほしい。道路・駐車場は含まないとのことだが、旅客施設、受変電設備、運営管理のためのシステム、屋外照明、場周柵、側溝は含まれるか。	No.9の回答をご確認ください。
18	事業途中での中止や廃止に関し、運航事業者の利用が見込めなくなったことは「真にやむを得ない場合」という理解でよいか。	「真にやむを得ない場合」であるかは、個別に判断します。ただし、単に運航事業者の利用が見込めなくなったことのみをもって、ただちに「真にやむを得ない場合」とは認められません。
19	「空飛ぶクルマ専用離着陸場等」には既に運営しているヘリポートに空飛ぶクルマの離着陸を行うための整備を行いヘリポート事業との併存を前提とした整備も含まれるでよいか。	No.10及びNo.12の回答をご確認ください。
20	令和5年度、令和6年度のいずれかの年度だけを補助金の申請対象としてもよいか。	令和5年度、令和6年度のいずれかの年度だけを補助金の申請対象とすることは可能です。 ただし、補助金の申請については、令和5年度中に行うことが必要です。令和6年度に本補助金の公募を行う予定はありません。

No.	質問	回答
21	補助事業期間中の各年度ごとに経費精算、補助金交付を行えるということでしょうか。	お見込みのとおり、令和5年度、令和6年度のそれぞれの補助事業の実績に応じて、補助金の交付を行います。申請時に2か年度分の事業計画と支出見込みをお示しいただけます。
22	万博時の具体的な活用方策は旅客等の運行以外の駐機、整備などによる活用も申請対象としてよいでしょうか。	お見込みのとおり、空飛ぶクルマの専用離着陸場等であれば、旅客運送以外の活用でも申請は可能です。事業計画書に具体的な活用方策を記載してください。
23	現場の整備は「調査、設計、施工」を外部に委託することとなるが補助金の対象としてよいでしょうか。	離着陸場の整備に係る「調査、設計、施工」の委託費用については、補助対象となります。ただし、補助事業の全てを外注することはできませんのでご注意ください。
24	少なくとも10年間は離着陸場として活用した事業とは駐機、整備などのメンテナンスのみの場合も含むでしょうか。	No.22の回答をご確認ください。
25	「10年未満で事業を終了する場合は、原則として補助金を返還」とあるが、離着陸場運営事業者の責に起因しない事業の終了は返還の対象にならないということでしょうか。※機体開発の遅れや空飛ぶクルマの利活用に関する計画の変更等	単に、事業計画が変更になったことをもって返還不要とはなりません。あらかじめ相談いただき個別に判断します。申請時には、10年間の事業計画を提出してください。
26	補助対象経費等には電気の使用料（基本料金、従量制に基づく使用料、メンテナンス費用等）は含まれるか。	離着陸場の整備に係る電気の使用料（工事等に付随する費用）は補助対象経費となりますが、整備に必要なもの以外の電気の使用料（ランニング費用）は補助対象経費とはなりません。
27	大阪ラウンドテーブルに参加していない法人も申請できるか。	大阪ラウンドテーブルに参加していない法人も申請が可能ですが、補助採択後は、大阪ラウンドテーブルに参加いただけます。
28	同様の公募について今回補助事業者決定以降に追加で募集する可能性はあるか。	現時点では、追加募集の予定はありません。
29	本補助金を活用して取得した財産（取得価格又は増加価格が50万円以上）の改修、修繕も都度知事の事前承認を得る必要があるか。	「改修、修繕」については、事前に承認を得る必要はありません。ただし、毎年度の運営等利活用の状況について、報告いただきます。
30	空飛ぶクルマの離着陸場整備に必要な設備は「減価償却資産の耐用年数などに関する省令」に網羅されているということでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、今後省令改正等によって、変更が生じる場合もありますので、必要の都度、管轄の税務署にお問い合わせいただくことをお勧めします。